



埼玉県高等学校教職員組合  
〒3300063 さいたま市浦和区高砂3-12-24  
埼玉教育会館6階  
電話 048(822)7421  
Fax 048(832)6791  
編集責任者 関根 達男  
毎月 5・15・25発行 一部30円

2008年  
10月8日  
号外

## 靖国神社への学校訪問に関する教育委員長答弁についての声明

2008年10月8日  
埼玉県高等学校教職員組合中央執行委員会

10月3日、埼玉県議会において、自民党の加藤裕康議員は、「学校における行事の一環として靖国神社等を訪問してもよい」とする平沼赳夫衆議院議員の質問趣意書への政府答弁書などに触れながら、「GHQ 占領下で靖国神社等への訪問を禁じた文部事務次官通達はわが国が独立してからは失効したはずだ」とのべ、靖国神社への学校訪問に積極的に取り組むよう教育委員会委員長の見解を質しました。

これに対して高橋委員長は、「当時の事務次官通達の一部が失効して、この周知が図られていないために学校が主催して靖国神社や護国神社などを訪問してはいけないという認識があれば、こうした誤解が生じないよう適切な対応が必要と考える」と答え、今後高等学校においても校長会などを通して事務次官通達の一部失効の周知徹底を図る考えを示しました。

靖国神社は他の宗教的施設とは異なる施設です

平沼赳夫質問趣意書に対する政府答弁書では、「靖国神社等について他の宗教的施設と異なる取扱いをする理由もない」「歴史や文化を学ぶことを目的として、児童生徒が神社、教会等の宗教的施設を訪問してもよい...。靖国神社等についても、同様の目的で訪問してよい」としています。加藤議員の県議会質問も、高橋委員長の答弁もこの政府答弁書などを根拠としたものです。

この政府答弁書は、靖国神社等（護国神社を含むものと思われる）と、歴史や文化を学ぶことを目的として訪問する他の神社、教会等の宗教的施設とを「異なる取扱いをする理由もない」として、根拠も無く混同している点に大きな問題があります。

修学旅行等で、日光や鎌倉、京都、奈良等を目的地にする際、訪問先に神社や仏閣等の施設が含まれることがあります。答弁書の言うとおり、学校ではこれらを歴史や文化を学ぶという観点から訪問します。しかし、加藤議員も高橋委員長もご承知のようですが、靖国神社及び護国神社は、次の点で他の神社や仏閣等の宗教的施設とは全く違う意味をもった施設であることは明らかです。

靖国神社は、1879年にその名を得てから130年足らず、そもそもの起源である1862年の京都東山での招魂祭から数えても150年に満たない歴史しかもっていません。靖国神社等は、他の神社、仏閣等と同様の扱いに耐えられるような歴史的、文化的遺産をもっているわけではありません。

明治神宮をはじめとして、日本にはとぎの為政者や「偉人」といわれた人物等を祭った神社が多くありますが、神社とは言っても靖国神社等はこれらとも異なった性格をもっています。靖国神社に祭られているのは、幕末から明治維新にかけて功のあった志士達から、戊辰戦争以降の日本の国内外の事変・戦争で戦没した日本の軍人、軍属等であり、しかも、天皇の軍隊として大量に戦争に徴発され、大量に殺害されていった兵士たちがその中心であることは周知の事実です。祭神の数

は2004年で246万柱超とされていますが、これらの大多数は、日本の侵略戦争のもとで、自由を奪われ、戦争に借り出され、人を殺すか殺されるかという立場に本意ではなく立たされた兵士たちでした。戦争、事変のたびに数千人、数万人単位で犠牲者を濫造していった近代日本は、国民を兵士として徴発し続けることを正当化するための施設として靖国神社をつくったのです。むしろ靖国神社は、宗教的施設ではなく、国家による戦争と兵士たちの犠牲を正当化するための政治的、軍事的施設と呼ぶべきものです。靖国神社を他の神社、仏閣と同様のものとして扱うことができない二つ目の理由です。

現在でも靖国神社は、かつての侵略戦争を「自存自衛の戦争」「アジア解放のための戦争」と美化する展示を行い、その特異な歴史観を広報・啓発し続けている施設です。また、侵略戦争に国民を動員し、多数の国民に犠牲を強いるための政治的、軍事的装置として機能してきたという歴史を自ら認めることすらしていません。現在の修学旅行等での訪問先となっている神社、仏閣等にこのような施設はありません。靖国神社等に対して同様の扱いができない理由の三つ目です。

どうして今頃GHQ 占領下の通達の失効の確認なのでしょう？

なぜ、今の時期に、国会での平沼赳夫衆議院議員が質問趣意書を出し、政府が「学校における行事の一環として靖国神社等を訪問してもよい」と答弁したのでしょうか。また、県議会での質問に対し、高橋委員長が「今後高等学校においても校長会などを通して周知徹底を図る」としたのはなぜでしょうか。

修学旅行の目的地として靖国神社を選んだが、GHQ 占領下での通達があるから訪問を諦めざるを得なかったという話は聞いたことがありません。それは、「当時の事務次官通達の一部が失効して、この周知が図られていないために学校が主催して靖国神社や護国神社などを訪問してはいけないという認識」があるからではなく、そもそも靖国神社等が、修学旅行等の目的地として相応しくないと現場が判断しているからです。判断の理由は、靖国神社等が極めて政治的、軍事的な施設であって、他の神社、仏閣等を訪問してその歴史と文化を学ぶという扱いと同じ扱いができないからです。この判断は教育の中立性に則った正しい判断であると考えます。

GHQ 占領下での通達がいまだ生きてると誤解した「靖国神社や護国神社などを訪問してはいけないという認識」そのものがないにもかかわらず、いたずらに「こうした誤解が生じないように適切な対応が必要と考える」という答弁の真のねらいは、いったい何でしょうか。

そのねらいは、靖国神社等は修学旅行等の訪問地として相応しくないとするこの現場の判断に対して、GHQ 占領下での認識を引きずっている不公正なものだというレッテル貼りを行い、現在も政治的、軍事的施設であり続けている靖国神社等への学校行事での訪問を政治的に推進しようとするのではないのでしょうか。政府の答弁書や高橋委員長の答弁そのものが極めて政治的であり、偏った政治的な意図をもってなされていることは明らかです。

GHQ 占領下での通達が無効になっているかどうかに関係なく、現在も政治的、軍事的な性格を色濃く持っている靖国神社等を他の神社、仏閣等と同様な位置づけで訪問することに躊躇せざるを得ない現場の判断のほうむしろ公正であることは、今回の事態からも明らかです。

埼玉教は、政府答弁書や高橋委員長の答弁に強く抗議するとともに、それぞれの教育現場には、これらの答弁に惑わされることなく、靖国神社等のもつ意味、靖国神社等への学校訪問を推進しようとするものたちの意図について主体的に検証し、特異な歴史観、特定の政治的意図に引き回されることのない慎重な対応をされることを望むものです。